

広島県グリーン購入方針 改正概要（令和4年4月）

| 分野 | 品目等 | 主な改正内容 |
|-----------|---|---|
| | <p>(2) 環境物品等の判断基準等 【共通】の【環境物品等の判断基準】</p> | <p>○タイプ I 環境ラベルの活用に係る判断の基準を追加（エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること）</p> <p>○バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正</p> <p>○製品全体又は部品及び容器包装の単一素材化等について配慮事項に追加</p> |
| 3 文具類 | <p>スタンプ台 朱肉 ステープラー（汎用型） 連射式クリップ（本体） 事務用修正具（テープ） ブックスタンド OAクリーナー（ウェットタイプ） 絵筆 つづりひも 窓付き封筒（紙製） ごみ箱 リサイクルボックス</p> | <p>○バイオマスプラスチックの使用に係る項目の追記</p> |
| | <p>OHPフィルム ファイル</p> | <p>○バイオマスプラスチックの使用に係る項目の追記に伴う修正</p> |
| | <p>メディアケース OAフィルター（枠あり）</p> | <p>○バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正</p> |
| | <p>テープ印字機等用カセット テープ印字機等用テープ</p> | <p>○項目追加</p> |
| 4 オフィス家具等 | <p>(2) 環境物品等の判断基準等 【環境物品等の判断基準】</p> | <p>○バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正</p> |
| 5 OA機器 | <p>複合機 プリンタ プリンタ複合機</p> | <p>○名称の変更 「プロ用」→「業務用」</p> |
| | <p>電子計算機</p> | <p>○クライアント型電子計算機のエネルギー消費効率等について、省エネ法のトップランナー基準100%達成又は国際エネルギースタープログラムVer8.0の基準値に変更</p> <p>○筐体又は部品への再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用に係る対象機器の拡大（シンククライアントにも適用）</p> <p>○バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正</p> |

| 分野 | 品目等 | 主な改正内容 |
|---------|------------------------|---|
| 5 OA機器 | 磁気ディスク装置 | ○省エネ法トップランナー基準の見直しに伴う修正 ○バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正 |
| | ディスプレイ | ○エネルギー消費効率について、国際エネルギースタープログラムVer8.0への変更等 |
| | 記録用メディア | ○バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正 |
| | デジタル印刷機 | ○特定の化学物質の使用に係る配慮事項を判断の基準に格上げ |
| 6 移動電話 | 携帯電話 PHS スマートフォン | ○バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正 |
| 7 家電製品 | 電気冷蔵庫 電気冷凍冷蔵庫 | ○エネルギー消費効率を省エネ法トップランナー基準達成率105%以上とする変更（併せて半年間の経過措置を設定） |
| | 電気冷凍庫 | ○エネルギー消費効率を省エネ法トップランナー基準達成率110%以上とする変更（併せて半年間の経過措置を設定） |
| | テレビジョン受信機 | ○省エネ法トップランナー基準の改定に伴う変更（有機ELテレビの追加、エネルギー消費効率基準値の見直し等）（併せて1年間の経過措置を設定） |
| 11 自動車等 | 乗用車 | ○電動車等が判断の基準を満たすものとする変更（ただし、ハイブリッド自動車は2020年度燃費基準達成かつ2030年度燃費基準60%達成レベル及び排ガス基準を満たすこと） ○バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正 |
| | 小型バス | ○基準値1を電動車等、基準値2を次世代自動車又は平成27(2015)年度燃費基準値を満たすことに変更（燃費基準値は据え置き） ○バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正 |
| | 小型貨物車 | ○基準値1を電動車等、基準値2を次世代自動車又は平成27(2015)年度燃費基準値の+5%超過達成レベル（軽貨物車及び中量貨物車）又は+15%超過達成レベル（軽量貨物車）を満たすことに変更 ○バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正 |

| 分野 | 品目等 | 主な改正内容 |
|---------------|--|---|
| 11 自動車等 | バス等 トラック等 トラクタ | ○基準値1を電動車等，基準値2を次世代自動車又は平成27(2015)年度燃費基準値の+5%超過達成レベルを満たすことに変更 ○バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正 |
| | タイヤ | ○2段階基準を設定し，基準値1を転がり抵抗係数7.7以下，基準値2を転がり抵抗係数9.0以下とする変更 ○試験方法について，ISOに準拠する変更（ISO28580及びISO23671） |
| 13 制服・作業服等 | 制服・作業服 | ○タイプI環境ラベルの活用に係る判断の基準を追加（エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること） ○バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正 |
| | 靴 | ○バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正 |
| 14 インテリア・寝装寝具 | カーテン 布製ブラインド ニードルパンチカーペット マットレス | ○バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正 |
| 15 作業手袋 | 作業手袋 | ○バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正 |
| 16 その他繊維製品 | 防球ネット | ○バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正 |
| | 旗 のぼり 幕 | ○バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正 ○「節水機器」を「節水器具」に名称変更 ○定流量弁，流量調整弁に係る設置条件の記載に係る判断の基準への追加等 |
| 17 設備 | 節水器具 | ○従来の「節水機器」から名称変更 ○定流量弁，流量調整弁に係る設置条件の記載に係る判断の基準への追加等 |
| | 給水栓 | ○項目追加 |
| 21 役務 | 食堂 | ○食堂で使用する農産物，加工品について，有機農業により生産されたものであることを配慮事項に追加 |

| 分野 | 品目等 | 主な改正内容 |
|---------|------------------|---|
| 21 役務 | 清掃 | ○タイプ I 環境ラベルの活用に係る判断の基準を追加（エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること） |
| | 輸配送 | ○繰り返し使用可能な荷崩れ等防止ベルトの活用について配慮事項に追加 |
| | 庁舎等において営業を行う小売業務 | ○バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正 ○レジ袋のバイオマスプラスチック配合率基準値に係る経過措置の終了 |
| | クリーニング 引越輸送 | ○バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正 |
| | 会議運営 | ○会議時に食事を提供する場合の食品ロス対策を配慮事項に追加 |
| 22 ごみ袋等 | プラスチック製ごみ袋 | ○バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正 ○バイオマスプラスチック配合率基準値に係る経過措置の終了 |